

大泉町省エネ家電製品購入費補助金について

大泉町省エネ家電製品購入費補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

省エネ家電製品（以下「家電製品」といいます。）を購入した者に対して購入費の一部を補助することにより、エネルギー価格や物価の高騰による家庭の負担軽減を図るとともに、温室効果ガスの排出抑制及び省エネルギー型ライフスタイルの推進に対する町民意識の向上を図り、もって、カーボンニュートラルの実現に寄与することを目的とします。

2 内容

補助対象者	<p>補助金の認定申請時及び交付申請時において、次のいずれにも該当する個人とします。</p> <ol style="list-style-type: none">1 町内に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている者2 その属する世帯全員に町税の滞納がない者3 補助対象者及び当該補助対象者の属する世帯全員が過去に本補助金の交付決定を受けていない者
補助対象製品	<p>補助対象者が居住する住宅（店舗併用住宅にあっては、住宅部分に限ります。）に設置する次のいずれかに掲げる家電製品とします。</p> <ol style="list-style-type: none">1 家庭用のエアコンであって、次の要件に該当するもの<ol style="list-style-type: none">(1) 既存のエアコンからの買換え又は新規に設置するものであること。(2) 未使用品であること。(3) 統一省エネラベルにおける多段階評価点が星 3.0 以上の製品であること。(4) リース契約により設置したものでないこと。2 家庭用の冷蔵庫又は冷凍庫であって、次の要件に該当するもの<ol style="list-style-type: none">(1) 既存の冷蔵庫又は冷凍庫からの買換え又は新規に設置するものであること。(2) 未使用品であること。(3) 統一省エネラベルにおける多段階評価点が星 3.0 以上の製品であること。(4) リース契約により設置したものでないこと。3 家庭用のテレビであって、次の要件に該当するもの<ol style="list-style-type: none">(1) 既存のテレビからの買換え又は新規に設置する

	<p>ものであること。</p> <p>(2) 未使用品であること。</p> <p>(3) 統一省エネラベルにおける多段階評価点が星3.0以上の製品であること。</p> <p>(4) リース契約により設置したものでないこと。</p>
補助対象経費	<p>補助対象事業の認定を受けた日から令和8年2月27日までに補助対象者が負担した次に掲げる費用とします。</p> <p>1 補助対象製品の購入及び設置に要した費用（運搬費、消費税等を含みます。）</p> <p>2 買換えで不要となった製品の撤去に要する費用（処分費、リサイクル料、消費税等を含みます。）。ただし、当該製品を特定家庭用機器再商品化法に定める方法により排出した場合には限りません。</p>
補助金の額	<p>補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、上限を30,000円とします。</p> <p>※ 交付金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。</p>

3 交付手続

認定申請の方法	<p>補助金を受けようとする者は、令和8年1月30日までに、大泉町省エネ家電製品購入費補助金認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請してください。</p> <p>1 家電製品の見積書等（本体価格、諸経費が確認できるもの）</p> <p>2 家電製品の仕様書等（メーカー名、製品名（型番を含みます。）や統一省エネラベル等の性能水準が確認できるもの）</p> <p>3 その他町長が必要と認めるもの</p>
補助対象事業の認定時期	<p>提出された申請書類の審査を行い、可否を決定し、大泉町省エネ家電製品購入費補助金認定（不認定）通知書（様式第2号）により通知します。</p>
交付申請の方法、時期等	<p>補助対象経費が確定後、令和8年2月27日までに、大泉町省エネ家電製品購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）に次の書類を添えて提出してください。</p> <p>1 家電製品の購入費用に係る注文書又は契約書等の写し</p> <p>2 支払証拠書類（領収書等）の写し</p> <p>3 家電製品の保証書の写し</p> <p>4 買換えの場合、買換え前の製品の家電リサイクル券排出者控えの写し</p>

	5 その他町長が必要と認めるもの
補助金の交付時期等	提出された交付申請書類の確認を行うとともに必要に応じて調査を行った後、可否を決定し、大泉町省エネ家電製品購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知します。
家電製品の管理及び処分の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金の交付決定を受けた者は、法定耐用年数の期間内において、善良な管理者の注意をもって家電製品を管理するものとします。 2 補助金の交付決定を受けた者は、法定耐用年数の期間内において、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡し、交換、貸付け、売却、廃棄等の処分をしてはいけません。 3 やむを得ない理由により家電製品を処分しなければならないときは、その旨を町長に報告し、家電製品を処分することができます。
補助金の返還等	<p>補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定を取り消します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。 2 この要項に規定する補助金の交付の要件に違反したとき。 <p>また、既に補助金を交付しているときは、指定した期限までに、その全部又は一部を返還しなければなりません。</p>

4 各種様式

申請書等の様式	<p>大泉町省エネ家電製品購入費補助金交付要項に定める次の様式を使用してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大泉町省エネ家電製品購入費補助金認定申請書（様式第1号） 2 大泉町省エネ家電製品購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第3号） <p>※ 参考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大泉町省エネ家電製品購入費補助金認定（不認定）通知書（様式第2号） 2 大泉町省エネ家電製品購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）
---------	---

5 事業期間

期 間	令和7年10月1日から令和8年3月31日
-----	----------------------

6 担当部署

大泉町環境整備課 電話 0276 (63) 3111